5　この政令で定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第五条関係）

6　この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

◇日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定（条約第三号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とカナダ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。（第三条関係）

4　この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。（第五条関係）

6　この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、一〇年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府が他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長される。（第七条関係）

政　令

政令第三十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十一項に次の二号を加える。

三　日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

四　日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

附則第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に改める。

附則第十五条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度に係る」を「令和元年度に係る」に、「平成三十一年度一般農地等」を「令和元年度一般農地等」に、「で平成三十二年度」を「で令和二年度」に、「平成三十二年度一般農地等」を「令和二年度一般農地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「準用」を「準用し、」に改める。

附則第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条の二の二第十一項に二号を加える改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定　日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の効力発生の日

二　附則第十条の二の二第八項、第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五条第二項から第五項まで並びに第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並びに附則第三条から第十二条までの規定　公布の日